

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に定める書面)

2026 年 5 月 13 日

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス

株式交換に係る事前開示書面

東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号
株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
代表取締役社長 CEO 森屋 秀樹

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（以下「PPIH」といいます。）は、株式会社Olympicグループ（以下「Olympicグループ」といい、PPIHとOlympicグループを総称して、以下「両社」といいます。）との間で2026年4月6日付にて締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026年7月1日を効力発生日として、PPIHを株式交換完全親会社とし、Olympicグループを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に基づく事前開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号および第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号および第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社に関する次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

① 本株式交換契約の締結

Olympic グループは、2026 年 4 月 6 日開催の取締役会において、PPIH との間で、PPIH を株式交換完全親会社、Olympic グループを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 をご参照ください。

② 自己株式の消却

Olympic グループは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する Olympic グループの取締役会決議により、本株式交換により PPIH が Olympic グループの発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）において Olympic グループが保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第 785 条第 1 項に定める反対株主の株式買い取り請求に応じて Olympic グループが取得する自己株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容(会社法施行規則第 193 条第 4 号イ)

① 株式分割の実施及び株主優待制度の変更

PPIH は、2025 年 8 月 18 日付の取締役会決議に基づき、2025 年 10 月 1 日を効力発生日として、PPIH の普通株式（以下「PPIH 株式」といいます。）1 株につき 5 株の割合による株式分割を実施いたしました。また、PPIH は、当該株式分割前においては、毎年 6 月 30 日または毎年 12 月 31 日時点の PPIH の株主名簿にそれぞれ記載または記録された、100 株以上保有する株主に対して PPIH グループ（PPIH 並びに、その連結子会社 70 社、非連結子会社 10 社、持分法適用関連会社 1 社及び持分法非適用関連会社 5 社で構成される企業グループをいいます。以下同じです。）の電子マネー「majica」のポイントを贈呈しておりましたが、当該株式分割に伴い、2025 年 12 月 31 日を基準日として PPIH の株主名簿に記載または記録された株主に対する株主優待より、株式分割後の株式数を対象に、以下の基準を適用いたしました。

保有株式数	優待内容
100 株以上 300 株未満	300 円分の majica ポイントの贈呈
300 株以上 500 株未満	1,000 円分の majica ポイントの贈呈
500 株以上	2,000 円分の majica ポイントの贈呈

② 本株式交換契約の締結

PPIHは、2026年4月6日付の取締役会において、Olympicグループとの間で、PPIHを株式交換完全親会社、Olympicグループを株式交換完全子会社とする本株式交換を行うことを決議し、同日付で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙1をご参照ください。

6. 会社法第799条第1項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者があるときは、株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務（当該債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

会社法第799条第1項第3号の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者はいませんので、該当事項はありません。

以上

別紙 1 本株式交換契約の内容

次ページ以降をご参照ください。

株式交換契約書

株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（以下「甲」という。）及び株式会社Olympicグループ（以下「乙」という。）は、2026年4月6日（以下「本契約締結日」という。）付で、次のとおり合意し、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （株式交換）

甲及び乙は、本契約に定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、乙の発行済株式の全部を取得する。

第2条 （株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲（株式交換完全親会社）

商号：株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス

住所：東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号

(2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：株式会社Olympicグループ

住所：東京都国分寺市本町四丁目12番1号

第3条 （本株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（但し、第9条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとする。以下本条において同じ。）に対し、その保有する乙の普通株式の数の合計に1.18を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交換に際して、基準時における乙の株主に対して、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式1.18株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
3. 甲が前二項の定めに基づき基準時における乙の株主に対して交付する甲の普通株式の数の1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条その他の関係法令の規定に従い、処理する。

第4条 （甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条に定めるところに従って、甲が適当に定める。

第5条 (効力発生日)

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2026年7月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があるときは、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第6条 (株主総会の承認)

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定に基づき、本契約について会社法第795条第1項に定める株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行う。但し、会社法第796条第3項の規定に基づき甲の株主総会の決議による本契約の承認が必要となった場合には、甲は、本効力発生日の前日までに、本契約及び本株式交換に必要なその他の事項につき株主総会の決議による承認を求める。
2. 乙は、本効力発生日の前日までに、本契約及び本株式交換に必要なその他の事項につき会社法第783条第1項に定める株主総会の決議による承認を求める。

第7条 (会社財産の管理等)

甲及び乙は、自ら又はその子会社をして、本契約締結日から本効力発生日までの間、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、その財産若しくは権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為又は本株式交換の実行若しくは本株式交換の条件に重大な影響を及ぼす行為を行おうとする場合には、事前に相手方と協議し合意の上、これを行う。

第8条 (剰余金の配当)

甲及び乙は、本契約締結日後、(i)本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また、(ii)本効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合における自己株式の取得を除く。）の決議を行ってはならない。

第9条 (自己株式の消却)

乙は、本効力発生日の前日までに開催される乙の取締役会の決議により、基準時において乙が保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて乙が取得する自己株式を含む。）の全部を基準時において消却する。

第10条 (本株式交換の条件の変更及び本契約の解除)

甲及び乙は、本契約締結日から本効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産若しくは経営状態に重要な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が発生した場合その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条 (本契約の効力)

本契約は、以下の各号のいずれかの場合には、その効力を失う。

- (1) 第6条第1項但し書きの規定に基づき甲の株主総会の決議による承認が必要となった場合において、本効力発生日の前日までに、かかる甲の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (2) 本効力発生日の前日までに、第6条第2項に定める乙の株主総会の決議による承認が得られなかった場合
- (3) 甲又は乙において、法令に基づき、本株式交換を実行するために本効力発生日までに必要な関係官庁等からの承認等が取得できなかった場合
- (4) 前条の規定に従い本契約が解除された場合

第12条 (準拠法及び管轄裁判所)

1. 本契約並びに本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲又は乙の一切の権利及び義務は、日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。
2. 本契約に基づき又はこれに関連して生じる甲乙間の一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第13条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に則り、甲及び乙が誠実に協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2026年4月6日

甲： 東京都渋谷区道玄坂二丁目25番12号
株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス
代表取締役社長CEO 森屋 秀樹



本契約締結の証として、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2026年4月6日

乙： 東京都国分寺市本町四丁目12番1号
株式会社Olympicグループ
代表取締役社長 大下内 徹



別紙2 会社法第768条第1項第2号および第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

PPIHは、本株式交換に関して、会社法第768条第1項第2号および第3号に掲げる事項についての定め相当性に関して、次のように判断しています。

1. 本株式交換に係る割当ての内容

	PPIH (株式交換完全親会社)	Olympicグループ (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	1.18
本株式交換により 交付する株式数	PPIHの 普通株式：27,105,250株（予定）	

(注1) 株式の割当比率

Olympicグループの株式1株に対して、PPIH株式1.18株を割当交付いたします。なお、上記の本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(注2) 本株式交換により交付するPPIH株式の株式数

上記のPPIH株式の数は、2025年11月30日時点におけるOlympicグループの普通株式（以下「Olympicグループ株式」といいます。）の発行済株式総数（23,354,223株）及び自己株式数（383,672株）に基づいて算出しております。

PPIHは、本株式交換に際して、PPIH株式27,105,250株（予定）を、基準時におけるOlympicグループの株主の皆様（ただし、下記の自己株式の消却が行われた後の株主をいいます。）に対して、割当交付する予定です。交付する株式は、PPIHが保有する自己株式を充当する予定です。

なお、Olympicグループは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する取締役会の決議により、基準時において保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の株式買取請求に応じて取得する株式を含みます。）の全部を、基準時において消却する予定です。本株式交換によって割当交付する株式数は、Olympicグループの自己株式の取得、消却等の理由により、今後修正される可能性があります。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、PPIHの単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなるOlympicグループの株主の皆様については、本株式交換の効力発生日以降、PPIH株式に関する以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

① 単元未満株式の買取請求制度（1単元（100株）未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、PPIHの単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることをPPIHに対して請求することができる制度です。

② 単元未満株式の買増制度（1単元（100株）への買増し）

会社法第194条第1項及びPPIHの定款の規定に基づき、PPIHの単元未満株式を保有する株主の皆様が、PPIHに対して、その保有する単元未満株式の数と併せて1単元（100株）となる数のPPIH株式を売り渡すことを請求し、これをPPIHから買い増すことができる制度です。

（注4）1株に満たない端数の処理

本株式交換に伴い、PPIH株式1株に満たない端数の割当てを受けることとなるOlympicグループの株主の皆様については、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当するPPIH株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様へ交付いたします。

2. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

(1) 割当ての内容の根拠及び理由

両社は、本株式交換に用いられる上記1.「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の本株式交換比率の算定にあたって、公正性・妥当性を確保するため、それぞれ独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、PPIHは第三者算定機関として株式会社プルータス・コンサルティング（以下「プルータス」といいます。）を、Olympicグループは第三者算定機関として合同会社デロイト トーマツ（以下「デロイト トーマツ」といいます。）を起用いたしました。

PPIHにおいては、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、PPIHの第三者算定機関であるプルータスから受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーである長島・大野・常松法律事務所からの助言、PPIHがOlympicグループに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、PPIHが、過去にM&Aを通じてPPIHグループの事業基盤の拡大の実現や、買収先のブランド、商品、調達・物流機能及び運営ノウハウの活用によるシナジーの創出をしてきた実績を勘案して本経営統合（本株式交換による経営統合をいいます。以下同じです。）によるシナジーが具体的に見込めるか否かを含め、本株式交換比率について慎重に協議・検討した結果、プルータスから2026年4月3日付で取得した株式交換比率算定書に記載のとおり市場株価法の上限值を上回っているものの、下記(2)「算定に関する事項」に記載のとおり、本経営統合によるシナジーを含んだ事業計画に基づくディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）に基づく株式交換比率の算定結果のレンジに収まっていることから、本株式交換比率は妥当であり、PPIHの株主の皆様への利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

他方、Olympicグループにおいては、下記(4)「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、Olympicグループの第三者算定機関であるデロイト トーマツから受領した株式交換比率算定書、法務アドバイザーであるシティニューワ法律事務所からの助言、OlympicグループがPPIHに対して実施したデュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、慎重に協議・検討した結

果、デロイト トーマツから 2026 年 4 月 3 日付で取得した株式交換比率算定書に記載の市場株価法及び DCF 法に基づく株式交換比率の算定結果のレンジの上限を上回っていることから、本株式交換比率は妥当であり、Olympic グループの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断しました。

以上のとおり、両社は、各社の第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果を参考に、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、株式交換比率について慎重に交渉・協議を重ねてまいりました。その結果、両社は、本株式交換比率は妥当であり、それぞれの株主の皆様の利益に資するとの判断に至ったため、本株式交換比率により本株式交換を行うことが妥当であると判断いたしました。なお、本株式交換比率は、本株式交換契約に従い、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合には、両社間で協議及び合意の上、変更することがあります。

(2) 算定に関する事項

① 算定機関の名称及び両社との関係

PPIH の第三者算定機関であるブルータス及び Olympic グループの第三者算定機関であるデロイト トーマツはいずれも、両社から独立した算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

なお、本株式交換に係るブルータスに対する報酬は、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬のみであり、本株式交換の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれておりません。また、本株式交換に係るデロイト トーマツに対する報酬には、本株式交換の成否にかかわらず支払われる固定報酬の他、本株式交換の公表等を条件とする成功報酬が含まれておりますが、Olympic グループは、報酬の一部を成功報酬とすることには、本株式交換が不成立となった場合の取引費用を限定することが可能になるという合理性があること及び報酬体系としても同種の取引における一般的な実務慣行であること等を勘案すれば、本株式交換の公表等を条件に支払われる成功報酬が含まれていることの一事をもって独立性が否定されるわけではないと判断しております。

② 算定の概要

ブルータスは、PPIH については、PPIH 株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2026 年 4 月 3 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用して算定を行いました。Olympic グループについては、Olympic グループ株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2026 年 3 月 31 日を算定基準日として、東京証券取引所における算定基準日の終値、1 ヶ月、3 ヶ月及び 6 ヶ月の各期間の終値単純平均値を採用しております。）を採用するとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するために、DCF 法を採用して算定を行いました。なお、Olympic グループ株式の売却に関する雑誌による憶測報道（2026 年 4 月 1 日）（以下「本憶測報道」といいます。）による株価への影響を排除するため、Olympic グループの市場株価の基準日は 2026

年 3 月 31 日としております。DCF 法においては、Olympic グループの過去の財務情報等を基礎として、PPIH が PPIH 及び Olympic グループから独立した経営戦略アドバイザーであるプロフィックス株式会社の助言を受け作成した事業計画（以下「本事業計画」といいます。）をもとに、将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。なお、本事業計画においては本経営統合によるシナジーを含むものであり、対前年度比較において利益及びフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、2029 年 2 月期から 2031 年 2 月期にかけて前年までの「ドン・キホーテ」、「MEGA ドン・キホーテ」又は「ロビン・フード」への業態転換を進めることによる設備投資の効果により、2029 年 2 月期は前年比で 71.2%、2030 年 2 月期は 443.4%、2031 年 2 月期は 82.3%の増益が見込まれており、2027 年 2 月期は業態転換に伴う設備投資額の増加に伴いフリー・キャッシュ・フローは前年比で 928.9%の減少が見込まれております。また、Olympic グループにおいて 2026 年 2 月 28 日を基準日とした期末配当が行われないことを前提としております。

各評価手法による PPIH 株式の 1 株当たりの株式価値を 1 とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法	0.44～0.48
DCF 法	1.05～2.37

プルータスは、株式交換比率の算定に際して、公開情報及びプルータスに提供された一切の情報が正確かつ完全であることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性についての検証は行っておりません。両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他の偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。Olympic グループの将来の財務見通しその他将来に関する情報については、Olympic グループの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としており、また、本事業計画は、PPIH が現時点で入手可能な情報及び合理的と考える前提を踏まえて作成したものであることを前提としております。プルータスの算定は 2026 年 4 月 3 日までにプルータスが入手した情報及び経済条件を反映したものです。なお、プルータスの算定は、PPIH の取締役会が本株式交換比率を検討するための参考に資することを唯一の目的としております。

他方、デロイト トーマツは、PPIH については、PPIH 株式が東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法を採用して算定を行いました。Olympic グループについては、Olympic グループ株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法による算定を行うとともに、将来の事業活動の状況を評価に反映するために DCF 法を採用して算定を行いました。

市場株価法においては、PPIH については、2026 年 4 月 3 日を算定基準日として、PPIH 株式の東京証券取引所プライム市場における算定基準日の終値、算定基準日までの直

近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値を、Olympic グループについては、本株式交換の公表日の前営業日である2026年4月3日（基準日①）及び2026年4月1日の本憶測報道による株価の影響を排除するため、かかる報道がなされる前の取引日である2026年3月31日（基準日②）を算定基準日として、Olympic グループ株式の東京証券取引所スタンダード市場における各算定基準日の終値、算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の終値単純平均値を採用して算定を行いました。DCF法においては、Olympic グループより提供された財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって株式価値を算定しております。なお、デロイト トーマツがDCF法による算定の前提としたOlympic グループの財務予測においては、対前年度比較において利益又はフリー・キャッシュ・フローの大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、価格政策の見直しやグループ会社間・部門間の連携強化を通じた集客力強化・販売数量増加による売上増加及び取引先の集約・輸送ルートの見直し等による利益率の改善により、2026年2月期から2027年2月期にかけて営業損益が約34億円の改善を見込んでおり、2028年2月期は前年比で82.7%、2029年2月期は前年比で46.2%、2030年2月期は前年比で36.4%の増益が見込まれております。また、2029年2月期は前年比で66.6%、2030年2月期は前年比で37.0%のフリー・キャッシュ・フローの増加を見込んでおります。なお、本株式交換により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において見積もることが困難であるため、当該財務予測には反映しておりません。また、Olympic グループにおいて2026年2月28日を基準日とした期末配当が行われないことを前提としております。

各評価方法によるPPIH株式1株当たりの株式価値を1とした場合のOlympic グループの評価レンジは、以下のとおりとなります。

採用手法	株式交換比率の算定レンジ
市場株価法①	0.44～0.65
市場株価法②	0.43～0.48
DCF法	0.75～1.01

デロイト トーマツは、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が全て正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でデロイト トーマツに対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社及びその関係会社の資産又は負債（金融派生商品、簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して、個別の各資産及び各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、算定において参照したOlympic グループの財務予測に関する情報については、Olympic グループの経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。デロイト トーマツの株式交換比率の算定は、2026年4月3日現在までの情報及び経済情勢を反映したものであります。

(3) 上場廃止となる見込み及びその事由

本株式交換により、その効力発生日（2026年7月1日を予定）をもって、Olympic グループはPPIHの完全子会社となりますので、Olympic グループ株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従って、所定の手続を経て、2026年6月29日付で上場廃止（最終売買日は2026年6月26日）となる予定です。

上場廃止後は、Olympic グループ株式を東京証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式交換により Olympic グループの株主の皆様は割り当てられる PPIH 株式は東京証券取引所プライム市場に上場されているため、一部の株主の皆様においては単元未満株式の割当てのみを受ける可能性はあるものの、1 単元以上の株式については本株式交換の効力発生以後も金融商品取引所市場での取引が可能であり、引き続き株式の流動性を提供できるものと考えております。

一方、本株式交換により、PPIH の単元未満株式を保有することとなる Olympic グループの株主の皆様においては、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできませんが、単元未満株式の買取請求制度・買増制度をご利用いただくことが可能です。かかる取扱いの詳細につきましては、上記 1. 「本株式交換に係る割当ての内容」の（注 3）「単元未満株式の取扱い」をご参照ください。また、本株式交換に伴い 1 株に満たない端数が生じた場合における端数の処理の詳細については、上記 1. 「本株式交換に係る割当ての内容」の（注 4）「1 株に満たない端数の処理」をご参照ください。

なお、Olympic グループの株主の皆様は、最終売買日である 2026 年 6 月 26 日（予定）までは、東京証券取引所スタンダード市場において、その保有する Olympic グループ株式を従来どおり取引することができるほか、会社法その他関連法令に定める適法な権利を行使することができます。

(4) 公正性を担保するための措置（利益相反を回避するための措置を含む）

本株式交換による本経営統合により、上場会社である Olympic グループが PPIH の株式交換完全子会社となることから、両社は本株式交換の公正性を担保するために、以下の措置を実施しております。

① 入札手続の実施

Olympic グループは 2026 年 1 月に株式会社みずほ銀行を通じて企業再編行為を伴う戦略的パートナーの選定に係る入札プロセス（以下「本入札プロセス」といいます。）を開始いたしました。その後、2026 年 1 月下旬に PPIH を含む 5 社から意向表明書を受領したことから、Olympic グループは、各候補先から受領した意向表明書の内容に基づき、各候補先における自社に対する理解、株式価値に対する評価、業容拡大に繋がる施策、企業再編のストラクチャー等について慎重に比較検討を行い、PPIH を戦略的パートナーの最終候補先として選定いたしました。

以上のとおり、Olympic グループは本入札プロセスを実施し、幅広く自社の戦略的選択肢の提案を受ける機会を確保しております。

② 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

PPIH は、両社から独立した第三者算定機関であるプルータスを選定し、2026年4月3日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記(2)「算定に関する事項」をご参照ください。他方、Olympic グループは、両社から独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツを選定し、2026年4月3日付で、株式交換比率に関する算定書を取得いたしました。算定書の概要は、上記(2)「算定に関する事項」をご参照ください。なお、両社はいずれも、各第三者算定機関から本株式交換比率が財務的見地から妥当又は公正である旨の意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

③ 独立した法律事務所からの助言

本株式交換を含む本経営統合の法務アドバイザーとして、PPIH は長島・大野・常松法律事務所を、Olympic グループはシティニューワ法律事務所を選任し、それぞれ本株式交換の諸手続及び意思決定の方法・過程等について、法的な観点から助言を得ております。なお、長島・大野・常松法律事務所及びシティニューワ法律事務所は、いずれも両社から独立しており、本株式交換を含む本経営統合に関して両社との間で重要な利害関係を有しません。

3. 本株式交換の対価として PPIH 株式を選択した理由

PPIH 及び Olympic グループは、本株式交換の対価として、株式交換完全親会社である PPIH 株式を選択いたしました。

PPIH は、かかる交換対価につき、①PPIH 株式が東京証券取引所プライム市場に上場されており、本株式交換の効力発生後も、引き続き同市場において取引機会が確保されていること、及び② Olympic グループの株主の皆様は、PPIH 株式を交換対価として受け取ることにより本株式交換によるシナジーを享受できることを考慮して、上記の選択は適切であると考えております。

4. 株式交換完全親会社の資本金および準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する PPIH の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条に定めるところに従って、PPIH が適当に定めます。かかる金額は、PPIH の資本政策その他の事情を総合的に考慮・検討し、法令の範囲内で決定するものであり、相当であると判断しております。

別紙 3 株式交換完全子会社に関する最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

事業報告

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済はインバウンド需要の回復やDX・省人化設備投資の活発化を背景に、緩やかな回復基調で推移いたしました。小売業界におきましては、インバウンド需要の増加が寄与した一方、地政学リスクや円安の継続、原材料高に起因する物価高騰が実質賃金を上回ったことで、消費者の節約志向が一層強まりました。経営面では、エネルギー価格や物流コストの高騰、最低賃金引き上げに伴う労務費の増加が収益を圧迫し、価格転嫁と集客のバランスが問われる厳しい経営環境となりました。

このような環境下、当社グループではお客様のニーズにお応えしつつ、一層の経営効率の改善と次なる成長への基盤確立を目指して様々な施策を実施してまいりました。

食品分野におきましては、「Olympic」、「あまいけ」、「三浦屋」の3つのブランドで、お客様に選んでいただける特徴ある店づくり、人づくり、商品づくりを進めると共に、価格、アイテムの整理を行なってまいりました。「Olympic」では、製造と販売を一体化し、お客様のニーズに素早くお応えできる体制にいたしました。「あまいけ」では、店舗運営の標準化によりコスト低減を図りつつ、地域密着スーパーとしてお客様に親しまれる店作りを目指しました。「三浦屋」では、システム統合などグループ化によるメリットを享受しつつ、地方銘菓など三浦屋にしかない品揃えを実施してまいりました。また、外販部門(給食事業)では、八王子営業所を新設し、新規営業強化に取り組んでおります。

非食品分野におきましては、ディスカウントストア、ペット、DIY・ガーデニング、住宅設備、自転車など幅広い分野でお客様のニーズにお応えしてまいりました。ディスカウントストアでは、日用必需品を中心にした品揃えで季節や地域に合わせたお客様のニーズに対応するとともに、在庫圧縮を進め経営効率の改善に努めました。ペット事業では、「ユアペティア」、「動物総合医療センター」、「ユアペティア・サロン」が連携し、お客様に高い満足を提供できるサービス体制を構築いたしました。DIY・ガーデニング事業では、「おうちDEPO」がプロのお客様、一般のお客様双方に向け、きめ細かい需要に応えてまいりました。「住宅設備分野」では、「OSCホームファシリティ」がエアコン設置など「住まいの困りごと解決」に注力すると共に、家電製品や内装・外装リフォーム事業を強化し、事業規模を大きく拡大いたしました。「自転車事業」では、「サイクルオリンピック」、「OSCサイクル」が連携し、PBなど独自商品の開発・ECサイトを含む販売強化に取り組むことで他社との差別化を図っております。

上記の通り、今期は各分野で既存店の売場改装など積極的な営業活動を推進するとともに、経営効率の向上に向けて、経営資源を集中させるために、10店舗を閉鎖いたしました。

管理面では、前年に続き高い水準の賃上げを実施したうえで、グループ全体を通じた店舗運営

の改善による業務の効率化を進め、徹底した経費の削減に努めてまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高に営業収入を加えた営業収益は981億57百万円（前期比0.5%減）となり、客数の回復及び競合店対策としての主力商品の値下げが発生したこと、並びに閉鎖店舗における売り尽くしセールの影響により営業総利益は368億48百万円（前期比1.2%減）となり、営業損失は23億72百万円（前期は51百万円の営業利益）、経常損失は26億21百万円（前期は1億64百万円の経常損失）となりました。また、店舗の閉鎖に係る営業補償金、和解金の受取がありましたものの店舗閉鎖損失や減損損失を計上したこと等により親会社株主に帰属する当期純損失は37億98百万円（前期は67百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

当社グループ全体の部門別の売上高は、次のとおりであります。

部門の名称	連結売上高	構成比	前期比
食品部門	62,179百万円	68.5%	103.3%
非食品部門	28,630	31.5	91.3
合計	90,809	100.0	99.2

② 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は9億69百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

イ. 当連結会計年度中に取得した主要設備

・三浦屋八王子営業所の新設

ロ. 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充
特記すべき事項はありません。

ハ. 重要な固定資産の売却、撤去、減失

・三鷹店の撤去

③ 資金調達の状況

該当する事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社の完全子会社である株式会社Olympic、株式会社OSCミートおよび株式会社OSCフィッシュは、2025年9月1日を効力発生日として、株式会社Olympicを存続会社、株式会社OSCミートおよびOSCフィッシュを消滅会社とする吸収合併を行いました。本合併により、株式会社Olympicは株式会社OSCミートおよびOSCフィッシュの事業に関する全ての権利義務を承継しております。

⑦ 他の会社(外国会社を含む)の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当する事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 51 期 (2023年2月期)	第 52 期 (2024年2月期)	第 53 期 (2025年2月期)	第 54 期 (当連結会計年度) (2026年2月期)
売 上 高 (百万円)	85,906	84,562	91,557	90,809
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (百万円)	156	51	△164	△2,621
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失(△) (百万円)	108	△477	△67	△3,798
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	4.73	△20.79	△2.94	△165.37
総 資 産 (百万円)	64,961	65,003	69,723	64,648
純 資 産 (百万円)	26,585	25,784	25,155	21,062
1株当たり純資産(円)	1,157.37	1,122.47	1,095.12	916.93

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	本店所在地	資本金	当社の議決権比率	主 な 事 業 内 容
株式会社Olympic	東京都国分寺市	100百万円	100%	食品、生活用品、スポーツ・レジャー用品等の販売
株式会社OSCあまいけ	東京都東久留米市	10百万円	100% (100%)	食品の販売
株式会社三浦屋	東京都杉並区	100百万円	100% (100%)	食品の販売
株式会社オー・エス・シー・フーズ	東京都国分寺市	100百万円	100%	惣菜等の製造・卸売
株式会社OSCベーカリー	東京都国分寺市	10百万円	100% (100%)	パンの製造・卸売
株式会社Olympicセラー	東京都国分寺市	10百万円	100% (100%)	酒類の販売
株式会社OSCファストフードサービス	東京都国分寺市	10百万円	100%	フードコートの運営
株式会社グレインコーヒーロスター	東京都国分寺市	10百万円	100%	コーヒーショップの運営、コーヒー製品の製造・卸売
株式会社グウー	東京都渋谷区	100百万円	100%	惣菜等の製造・小売

会 社 名	本店所在地	資本金	当社の議決権比率	主 な 事 業 内 容
株式会社サイクルオリンピック	東京都国分寺市	100百万円	100%	自転車及び関連用品の販売
株式会社OSCサイクル	東京都国分寺市	30百万円	100%	自転車及び関連用品の企画・開発等
株式会社ユアペティア	東京都国分寺市	100百万円	100%	ペット及び関連用品の販売、ペットマナー教室の運営
株式会社ユアペティア・サロン	東京都国分寺市	10百万円	100% (100%)	トリミングサロン、ペットホテルの運営
株式会社動物総合医療センター	東京都国分寺市	30百万円	100%	動物病院の運営
株式会社おうちDEPO	東京都国分寺市	100百万円	100%	DIY・ガーデニング用品の販売
株式会社OSCホームファシリティ	東京都国分寺市	20百万円	100%	建築・設備工事、住宅設備機器の販売・施工
株式会社シューズフォレスト	東京都国分寺市	10百万円	100%	靴の販売
株式会社フォルム	東京都国分寺市	100百万円	100%	店舗開発
株式会社OSCクリンネス	東京都国分寺市	10百万円	100%	清掃業
株式会社キララ	東京都昭島市	300百万円	100%	物流センターの管理運営
株式会社スコア	東京都国分寺市	30百万円	100%	システムの提案、開発、導入後の運用・サポート
株式会社アバンセ	東京都杉並区	100百万円	100%	保険代理業

- (注) 1. 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。
2. 前事業年度において連結子会社でありました(株)OSCミート及び(株)OSCフィッシュは、2025年9月1日をもって当社100%出資の子会社(株)Olympicを存続会社とする吸収合併により消滅しております。
3. 当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

2026年度の日本経済は実質賃金の上昇に伴う個人消費の緩やかな回復が見込まれる一方、地政学リスクに伴うエネルギー・原材料・物流コストの高騰は今後も継続する見通しで、異業種参入による競争激化も加わり、小売業界の経営環境は引き続き厳しい状況が予想されます。こうした環境下、当社グループは集客数の強化と構造改革による経営効率の向上を最重要課題と位置づけ、次なる成長へ向けた施策を強力に推進してまいります。

食品分野において「Olympic」は、『①カテゴリー強化、②生産性向上、③調達力強化、④ブランド認知向上、⑤地域No.1』、「あまいけ」は、『お客様に選ばれる商品の強化』、「三浦屋」は、『三浦屋ならではの特別なお買い物体験の提供』を掲げます。また、「三浦屋」外販部門では新設の八王子営業所周辺エリアの新規ユーザー開拓に注力すると共に物流効率化を実現し、さらなる収益率の向上に努めてまいります。

非食品分野において、ディスカウントストアは、生活雑貨、インテリア、衣料品、スポーツ・アウトドア用品、靴・バッグ等、多岐にわたる魅力ある商品を常時取り揃え、店舗改装およびレイアウトの最適化を通じて、買い物しやすくご来店いただける売場づくりに努めてまいります。ペット事業は、「ユアペティア」、「動物総合医療センター」、「ユアペティア・サロン」の連携により、ペットに関する総合サービス『ゆりかごから旅立ちまで』を実現すると共に、当社PB商品に特化したECサイトを開設し販路の拡大および顧客接点の強化を図ります。DIY・ガーデニング事業は、「おうちDEPO」が、『職人さんにとって便利でお得』『一般のお客様が気軽に買い物いただける』をコンセプトとした店づくりに努めてまいります。住宅設備事業では、「OSCホームファシリティ」が、家電販売から設備工事、施工後のメンテナンスまでをワンストップで提供する体制を構築し、他社との差別化を図ります。自転車事業では、「サイクルオリンピック」と「OSCサイクル」が連携することで「Root One」等の独自商品のさらなるブラッシュアップ、PB電動アシスト自転車の導入および商品ラインナップの拡充を推進し、市場競争力の向上を目指します。

管理面では、引き続き人材の適正配置、業務効率化を通じてコスト削減を図って参ります。

これらの施策の取り組みを通じ、当社グループの基本理念である『正直を売る』をお客様への変わらぬお約束とし、『Olympicの商品だから、安心して買える、信頼できる』とのご評価をいただけるようグループ全社全従業員が一丸となって取り組むことで、企業価値の向上に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年2月28日現在)

当社グループは、小売事業及び小売周辺事業を展開しており、当社並びに連結子会社27社により構成されております。

また、当社は持株会社体制のもとで以下の事業を営む会社を統括し、グループ全体の経営戦略の策定、経営資源の配置、各事業会社の業務執行状況の管理・統制を担い、各事業会社の管理業務を受託するとともに、グループ全般にわたる新規事業の育成等を行っており、配当収入、不動産賃貸収入、業務代行手数料等を主な収入としております。

事業内容	主要商品
小売事業	加工食品、生鮮食品、スポーツ・レジャー用品、時計、バッグ、靴、インテリア用品、家庭用品、日用雑貨、家電製品、ペット、ペット用品、DIY・ガーデニング用品、自転車、自転車用品、ゴルフ用品及び自動車用品等の小売、トリミングサロン、ペットホテル、動物病院、リフォーム工事、自転車修理、自動車修理等
小売周辺事業	商品の輸送・保管・宅配・工事等のサービス、店舗の開発、ショッピングセンターの管理・運営、PB商品の開発、惣菜・弁当等の製造・卸売、自転車等の開発・卸売、コンピューターシステムの開発・運用・販売等

(6) 主要な営業所等 (2026年2月28日現在)

当社	本社：東京都国分寺市
株式会社Olympic	主要な営業所：東京都国分寺市 店舗：東京都50店舗、神奈川県13店舗、千葉県7店舗、埼玉県11店舗、群馬県1店舗
株式会社OSCあまいけ	主要な営業所：東京都東久留米市 店舗：東京都10店舗、埼玉県1店舗
株式会社三浦屋	主要な営業所：東京都杉並区 店舗：東京都7店舗 営業所：東京都2カ所、埼玉県1カ所
株式会社オー・エス・シー・フーズ	主要な営業所：東京都昭島市 工場：東京都昭島市
株式会社OSCベーカリー	主要な営業所：東京都国分寺市 工場：東京都北区
株式会社Olympicセラー	主要な営業所：東京都国分寺市 店舗：神奈川県1店舗
株式会社OSCトレーディング	主要な営業所：東京都国分寺市

株式会社OSCファストフードサービス	主要な営業所：東京都国分寺市 店舗：東京都5店舗、神奈川県7店舗、千葉県3店舗、埼玉県4店舗
株式会社グレインコーヒーロースター	主要な営業所：東京都国分寺市 店舗：東京都1店舗、神奈川県1店舗、千葉県1店舗
株式会社グゥー	主要な営業所：埼玉県所沢市 店舗：東京都13店舗、千葉県1店舗、埼玉県4店舗、北海道4店舗、宮城県2店舗、茨城県1店舗、静岡県1店舗
株式会社サイクルオリンピック	主要な営業所：東京都府中市 店舗：東京都15店舗、神奈川県5店舗、千葉県3店舗、埼玉県5店舗
株式会社OSCサイクル	主要な営業所：東京都府中市
株式会社ユアペティア	主要な営業所：埼玉県新座市 店舗：東京都11店舗、神奈川県9店舗、千葉県4店舗、埼玉県4店舗
株式会社ユアペティア・サロン	主要な営業所：埼玉県新座市 店舗：東京都9店舗、神奈川県7店舗、千葉県3店舗、埼玉県4店舗
株式会社動物総合医療センター	主要な営業所：埼玉県新座市 診療施設：東京都2施設、神奈川県1施設、千葉県1施設、埼玉県1施設
株式会社おうちDEPO	主要な営業所：神奈川県横浜市 店舗：東京都8店舗、神奈川県6店舗、千葉県3店舗、埼玉県2店舗
株式会社OSCホームファッションリティ	主要な営業所：東京都国分寺市 店舗：東京都10店舗、神奈川県4店舗、埼玉県2店舗
株式会社シューズフォレスト	主要な営業所：東京都国分寺市 店舗：神奈川県1店舗
株式会社フォルム	主要な営業所：東京都国分寺市
株式会社OSCクリンネス	主要な営業所：東京都国分寺市
株式会社キララ	主要な営業所：東京都昭島市 物流センター：東京都昭島市
株式会社スコア	主要な営業所：東京都国分寺市
株式会社アバンセ	主要な営業所：東京都新宿区

(7) 使用人の状況 (2026年2月28日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,457 (2,397) 名	▲46 (▲186) 名

(注) 使用人数は正社員数であり、契約社員、パートタイマー及びアルバイトは () 内に8時間換算した年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
30 (10) 名	▲1 (▲1) 名	48.8歳	16.8年

(注) 使用人数は正社員数であり、契約社員、パートタイマー及びアルバイトは () 内に8時間換算した年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額 (2026年2月28日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	11,315百万円
株式会社三井住友銀行	3,401
株式会社三菱UFJ銀行	1,987

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 会社役員の状態

① 取締役及び監査役の状態 (2026年2月28日現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
大下内 徹	代表取締役社長	(重要な兼職の状況) 株式会社Olympic代表取締役社長 株式会社三浦屋代表取締役会長 株式会社オー・エス・シー・フーズ代表取締役社長 株式会社OSCベーカリー代表取締役社長 株式会社Olympicセラー代表取締役社長 株式会社グゥー代表取締役社長 株式会社OSCライフプロダクツ代表取締役会長兼社長
金澤 伸幸	代表取締役副社長	(重要な兼職の状況) 株式会社Olympic代表取締役副社長 株式会社ユアペティア代表取締役社長 株式会社ユアペティア・サロン代表取締役社長 株式会社動物医療センター代表取締役副社長
金澤 祥貴	取締役	(重要な兼職の状況) 株式会社Olympic代表取締役副社長 株式会社OSCあまいけ代表取締役社長 株式会社三浦屋代表取締役社長
豊永 国彦	取締役	(重要な兼職の状況) 株式会社Olympic専務取締役
木村 芳夫	取締役	総務部長 (重要な兼職の状況) 株式会社Olympic専務取締役 株式会社OSCあまいけ取締役 株式会社OSCクリネス代表取締役社長
森 威文	取締役	人事部長 (重要な兼職の状況) 株式会社Olympic専務取締役 株式会社スコア代表取締役社長

氏名	地位	担当及び重要な兼職の状況
野田 敏幸	取締役	
森 英雄	取締役	(重要な兼職の状況) 株式会社銀座山形屋社外監査役
小山 智	取締役	(重要な兼職の状況) 一般社団法人日本建設機械工業会専務理事
茂木 親	常勤監査役	(重要な兼職の状況) 株式会社Olympic監査役 株式会社オー・エス・シー・フーズ監査役 株式会社シューズフォレスト監査役 株式会社サイクルオリンピック監査役 株式会社OSCサイクル監査役 株式会社ユアペティア監査役 株式会社ユアペティア・サロン監査役 株式会社動物総合医療センター監査役 株式会社おうちDEPO監査役 株式会社OSCホームファシリティ監査役 株式会社フォルム監査役 株式会社OSCクリンネス監査役 株式会社キララ監査役 株式会社スコア監査役 株式会社アバンセ監査役
詫間 裕明	常勤監査役	(重要な兼職の状況) 株式会社OSCあまいけ監査役 株式会社三浦屋監査役 株式会社オー・エス・シー・フーズ監査役 株式会社OSCベーカーリー監査役 株式会社Olympicセラー監査役 株式会社OSCファストフードサービス監査役 株式会社グレインコーヒーロースター監査役 株式会社グー監査役 株式会社動物総合医療センター監査役
繁樹 江里	監査役	(重要な兼職の状況) 青山学院大学教授
田畑 晶司	監査役	(重要な兼職の状況) 田畑晶司税理士事務所所長

- (注) 1. 取締役会長金澤良樹氏は、2025年9月5日に逝去により退任いたしました。
2. 取締役野田敏幸、森英雄及び小山智の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役繁樹江里及び田畑晶司の両氏は、社外監査役であります。
監査役田畑晶司氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであり

- ます。
4. 監査役田畑晶司氏は、税理士の資格を有しております。
 5. 当社は野田敏幸、森英雄、小山智、繁樹江里及び田畑晶司の各氏を東京証券取引所が一般株主保護のため確保することを義務づけている独立役員として届出し、受理されております。
 6. 当社と各社外取締役及び各社外監査役とは、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

② 取締役及び監査役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する方針を決議しております。取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針と整合していることを確認しており、当該方針に沿うものであると判断しております。

当該方針の内容の概要は次のとおりです。

- ・基本報酬は、役位、在籍年数、業績等をもとにして年俸として額を定めます。
- ・業績連動報酬等及び非金銭報酬等は導入いたしません。
- ・報酬等を与える時期又は条件は、年俸として毎月与えることを基本として決定いたします。
- ・各取締役の評価を総合的に適切に行うため、代表取締役社長に個人別の報酬等の内容の決定の全部を委任いたします。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	46百万円 (22)	46百万円 (22)	-百万円 (-)	-百万円 (-)	6名 (3)
監 査 役 (うち社外監査役)	15 (6)	15 (6)	- (-)	- (-)	4 (2)
合 計 (うち社外役員)	62 (28)	62 (28)	- (-)	- (-)	10 (5)

- (注) 1. 取締役10名(当事業年度中に退任した取締役1名を含む)のうち6名は、兼任する当社子会社より報酬等を支給しております。
2. 取締役の報酬限度額は、1998年5月28日開催の第26回定時株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない)と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は14名です。
3. 監査役の報酬限度額は、1993年5月27日開催の第21回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。
4. 取締役会は、各取締役の評価を総合的に適切に行うため、代表取締役社長に個人別の報酬等の内容の決定の全部を委任しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役小山智氏は、一般社団法人日本建設機械工業会専務理事であります。当社と一般社団法人日本建設機械工業会との間には特別の関係はありません。

・監査役繁樹江里氏は、青山学院大学教授であります。当社と青山学院大学との間には特別の関係はありません。

・監査役田畑晶司氏は、田畑晶司税理士事務所所長であります。当社と田畑晶司税理士事務所との間には特別の関係はありません。

ロ. 他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役森英雄氏は、株式会社銀座山形屋社外監査役であります。株式会社銀座山形屋は当社の発行済株式総数（自己株式を除く）の4.13%を保有しており、また当社は同社の発行済株式総数（自己株式を除く）の12.5%を保有しております。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

氏名	地位	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
野田 敏幸	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。取締役会では必要に応じ、業務執行を監督する立場から助言・提言を行っております。また監査役会に出席し、会計、法理の高い識見に基づき監督機能を果たしております。
森 英雄	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。取締役会では必要に応じ、企業経営の経験に基づいた助言・提言を行っております。また監査役会に出席し、経営者としての豊富な知見に基づき監督機能を果たしております。
小山 智	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会11回の全てに出席いたしました。取締役会では必要に応じ、豊かな経験に基づき多様な観点から助言・提言を行っております。また監査役会に出席し、経歴から培われた高い識見に基づき監督機能を果たしております。
繁樹 江里	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会11回の全て、また監査役会12回のうち全てに出席いたしました。取締役会では必要に応じ、豊富な学識経験に基づいた助言・提言を行っております。監査役会では監査職務の執行に関し、積極的に発言を行っております。
田畑 晶司	社外監査役	当事業年度に開催された取締役会11回の全て、また監査役会12回のうち全てに出席いたしました。取締役会では必要に応じ、税理士として専門的知見から適宜助言・提言を行っております。監査役会では監査職務の執行に関し、積極的に発言を行っております。

(2) 株式の状況 (2026年2月28日現在)

- ① 発行可能株式総数 33,200,000株
- ② 発行済株式の総数 23,354,223株 (自己株式383,712株を含む)
- ③ 株主数 5,840名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 カ ネ ヨ シ	6,395,500株	27.85%
○ l y m p i c 取 引 先 持 株 会	2,055,719	8.95
株 式 会 社 オ リ ン ピ ア	1,126,500	4.90
株 式 会 社 ミ ス タ ー ・ ク リ ー ン	1,104,100	4.80
株 式 会 社 銀 座 山 形 屋	949,408	4.13
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	918,137	3.99
株 式 会 社 ヘ ル ス ケ ア ・ ジ ャ パ ン	904,860	3.94
株 式 会 社 フ ジ	646,900	2.81
柚 木 克 也	500,000	2.17
○ l y m p i c 従 業 員 持 株 会	434,282	1.85

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(3) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	68百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ 当社は、職務執行にあたり、基本理念（正直を売る）、法令、定款、社内規程に基づき、法令遵守と社会理念の遵守を企業行動の原点とすることを基本方針とします。
 - ・ 当社取締役は、基本理念に基づく行動規範に従い、当社グループ全体における基本方針の遵守体制構築及び実践を率先垂範して行います。
 - ・ 当社は、社会的信頼を保持すべく業務の適正を確保するために、会社法に基づく内部統制システムの構築とその運用体制の整備を行います。
 - ・ 取締役会については「取締役会規程」を定め、その適切な運営が確保され、定時取締役会を月1回開催することを原則とし、必要に応じて臨時取締役会を随時開催します。取締役は取締役会規程に基づき付議事項を決議するとともに、取締役間の意思疎通を図り、必要に応じて外部専門家に意見を求め、相互に業務執行を監督する体制を実践します。
 - ・ 取締役の職務執行については、監査役会設置会社として監査役会の定める「監査役会規程」、監査方針及び監査役間の業務分担に従い、各監査役の監査対象事項として監査する監督体制を機能させるほか、取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役会に報告することとし、遅滞なくその是正を図る体制とします。
 - ・ 法令等遵守体制を統括する機関として、担当取締役を総括責任者とするコンプライアンス委員会を設置し、体制の整備、運用について審議を行い、取締役会、監査役会及び代表取締役社長直轄の監査室並びに関連各部署へ報告を行うとともに、全社的な運営、実践の徹底を図ります。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存、管理に関する体制
 - ・ 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、「文書管理規程」の定めるところにより、担当取締役を総括責任者として実施します。
- ③ 財務報告の信頼性を確保するための体制
 - ・ 当社は金融商品取引法に基づく、内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、財務報告の信頼性を確保するために内部統制の有効かつ効率的な整備・運用に取り組みます。

- ④ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ・ 担当取締役をリスク管理の総括責任者とし、各担当取締役とともに「職務権限規程」、「グループ会社管理規程」、「リスク管理規程」、「情報システム運用管理依頼受入規程」及び「財務報告に係る内部統制規程」に則し、カテゴリごとのリスクを体系的に管理します。
 - ・ 各部門においては、関連規程に基づきマニュアル並びにガイドラインに従いリスク管理を行います。
 - ・ 監査役及び監査室は各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告します。
 - ・ 取締役会及びグループ経営会議は、定期的なリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努めます。
- ⑤ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ・ 担当取締役を総括責任者とし、取締役会において決定した、年次経営計画に基づいた各部門目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう監督します。各部門担当取締役は、年次経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定します。
 - ・ 総括責任者は、その遂行状況を各部門取締役、取締役会及びグループ経営会議において定期的に報告させ、施策及び効率的な業務遂行体制を阻害する要因の分析及びその改善を図ります。
- ⑥ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・ 当社は、基本理念に基づいた「行動規範」を制定し、代表取締役がその精神を役職者はじめグループ会社全使用人に伝達し、法令遵守と社会理念の遵守を企業行動の原点とすることを徹底します。
 - ・ コンプライアンス委員会は、当社の運営及び事業に関連する主要な法令に対応する規程の整備状況並びに運営状況を審査し、内部統制委員会及び内部監査機関である監査室等と連携し、関連部署並びに組織機能別に運営体制の整備、運用等具体的な実施方法等について報告、指導を行います。
 - ・ 関連各部においては、規程及び運用マニュアル等の整備を行い、各機関の本部機能や各種会議体、情報伝達システム等を通じて、各従業員の関連法令等に関する運用実践の徹底を図ります。
 - ・ また、「公益通報者保護に関する規程」に基づき、不正行為等の早期発見と是正を図るために、公益通報窓口を設置し、内部通報制度によるコンプライアンス体制の強化に努めます。

- ⑦ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・ 当社グループ各社の業務遂行については、「グループ会社管理規程」、「グループコンプライアンス規程」、「リスク管理規程」及び「財務報告に係る内部統制規程」に基づき、担当取締役並びに経営企画部長が、これを日常的に統括管理するほか、円滑な情報交換とグループ経営を推進するため、各種会議体を定期的に開催します。
 - イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・ 当社グループ各社は「グループ会社管理規程」に基づき、報告書等を当社に提出するほか、必要に応じ関連する会議体に報告します。
 - ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・ 「グループ会社管理規程」、「リスク管理規程」及び当社グループ各社の「職務権限規程」等の規程に基づきリスク管理体制をグループ全体で構築し、子会社のリスクを当社の組織において管理します。
 - ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・ 月次のP/L、B/Sの報告とグループ全体並びに各社の課題管理と執行およびキャッシュ・フローの月次管理と課題確認のためにグループ経営会議を実施します。
 - ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・ コンプライアンス委員会の運営は当社グループ各社の代表者により行い、グループ全体の法令遵守体制の整備、運用について審議します。
 - ・ 監査役と監査室は、定期的又は臨時にグループ管理体制を監査します。
- ⑧ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その使用人に関する事項
- ・ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査室員を監査役の職務を補助すべき使用人として指名することとします。
- ⑨ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、その使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ・ 監査室は監査計画を独自に設定して、代表取締役社長の承認後に、監査実務を執行し、監査報告等を代表取締役社長及び監査役会に提出します。
- ⑩ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・ 監査役の職務を補助すべき使用人として指名された監査室員の指揮権は監査役に委譲することとします。

- ⑪ 取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- ・ 当社グループ各社の役員及び従業員は、事業上のリスクについては決裁権限を持つ組織を通じ、法令違反行為等についてはコンプライアンス相談窓口を通じて、速やかに当社監査役にその内容を報告することとします。
 - ・ 法令違反行為等については、通報処理担当者に限らず、報告を受けた者は規程に準じて誠実に対応するよう努めます。
 - ・ 法令違反行為等の通報があり、調査のうえ法令違反行為等が行われている事実を確認した場合、取締役は是正を図るとともにその事実を監査役に報告することとします。
- ⑫ 監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 「公益通報者保護に関する規程」に基づき、監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないようにするとともに、報告をした者の職場環境が悪化することがないように適切な措置をとります。また、報告をした者に不利な取扱いや嫌がらせ等を行った者に対し、就業規則に従って処分を課することができるものとします。
- ⑬ 監査役職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査役職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上するとともに、緊急又は臨時に支出したものについては、会社に償還を請求することができるものとします。
- ⑭ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 監査役半数以上は社外監査役で構成し、透明性の確保に努めます。
 - ・ 監査役は、代表取締役、担当取締役、会計監査人及び監査室並びに内部統制委員会と定期的に会合を行い、当社グループが対処すべき課題や当社グループに係るリスク、監査役職務の執行の環境整備に関する事項や監査上の重要な課題について意見交換を行うことに加え、毎月開催される当社取締役会に出席し、取締役会での審議・報告事項を取締役と共有するよう努めます。
- ⑮ 反社会的勢力排除のための体制
- ・ 「グループコンプライアンス規範」や「Olympicグループコンプライアンス要綱」に、反社会的勢力との関係はいっさい持たず、反社会的勢力への資金提供はいかなる場合もいっさい行わない旨を盛り込み、社内外に周知徹底します。

- ・ 反社会的勢力からの不当要求が発生した場合や相手が反社会的勢力と知らず関係を持ったことが判明した場合の対応窓口は総務部とし、総務部長は、外部専門機関等と連携し、反社会的勢力との関係を解消させます。また、その過程について、取締役会に逐次報告を行います。
- ・ 総務部長は、反社会的勢力と関係を遮断するため、外部専門機関と連携し、問題が発生しないように社内体制を整備し、その活動状況を定期的に取り締役に報告します。また、警視庁OBを常勤させ、外部専門機関と密接な連携を取ることができる体制とします。

(2) **業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要**

当事業年度中における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであり、適切に運用されていることを確認しております。

- ・ 取締役会を11回開催し、重要事項を決議するとともに職務の執行状況を報告し、業務執行の監督を行いました。
- ・ 監査役会を12回開催し、各監査役の監査状況を報告するとともに監査室より内部監査の報告を受け、業務執行の監査を行いました。
- ・ 財務報告に係る内部統制評価の実施及び評価結果の検討等のために内部統制委員会を、当社グループ全体の法令遵守体制の運用及び整備について審議するためにコンプライアンス委員会を、それぞれ適宜開催いたしました。

4. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主の皆様に対して安定的に利益還元を充実させていくことを経営の最重要課題のひとつであると認識し、剰余金の配当等を実施してまいりました。

今後につきましても、この基本方針を堅持し、今後のグループ事業戦略、財務体質の強化、各事業年度の業績等を考慮し安定的に利益還元を行い、また、内部留保金につきましては、新規事業展開及び既存事業の効率化、活性化等のための投資に活用してまいります。また、自己株式の取得につきましては、資本効率の向上及び今後の経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため適切に実施してまいります。

当社は、配当につきましては、会社法第459条第1項各号の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めておりますが、前期より株主総会決議に変更しております。自己株式の取得につきましては、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる旨を定款に定めております。

なお、当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当等を行うことができる旨を定款に定めておりますが、当期におきましては、中間配当は実施しておりません。

また、自己株式の取得につきましては、当期は取締役会決議に基づく自己株式の取得は実施いたしませんでした。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の支配に関する基本方針については特に定めておりません。

連結貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	18,043,840	流 動 負 債	30,254,642
現金及び預金	4,581,743	買掛金	8,057,027
売掛金	2,067,068	短期借入金	17,978,236
商品	9,509,505	未払法人税等	147,967
その他	1,885,523	未払消費税等	560,686
固 定 資 産	46,604,658	賞与引当金	276,736
有 形 固 定 資 産	27,278,021	資産除去債務	175,653
建物及び構築物	10,893,812	その他	3,058,335
機械装置及び運搬具	860,516	固 定 負 債	13,331,435
土地	14,482,408	長期借入金	10,075,577
その他	1,041,283	リース債務	1,220,173
無 形 固 定 資 産	2,496,705	退職給付に係る負債	23,279
のれん	930,895	繰延税金負債	35,786
その他	1,565,809	資産除去債務	1,088,388
投 資 そ の 他 の 資 産	16,829,930	その他	888,230
投資有価証券	899,326	負 債 合 計	43,586,077
長期貸付金	1,191,647	純 資 産 の 部	
退職給付に係る資産	355,882	株主資本	20,669,608
繰延税金資産	428,728	資本金	9,946,386
敷金及び保証金	13,400,551	資本剰余金	9,829,566
その他	553,794	利益剰余金	1,186,790
資 産 合 計	64,648,498	自己株式	△293,134
		その他の包括利益累計額	392,811
		その他有価証券評価差額金	392,811
		純 資 産 合 計	21,062,420
		負 債 純 資 産 合 計	64,648,498

連結損益計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上		90,809,482
売上		61,308,528
営業		29,500,953
営業		7,348,039
販売費及び一般管理費		36,848,992
営業外		39,221,950
受取		△2,372,957
受取	24,449	息金
受取	13,539	入金
受取	18,709	金入
受取	225,000	他
受取	24,330	334,647
受取	28,618	
営業外		
支費	477,012	利息
支費	81,721	費用
支費	24,217	他
経常		582,951
特別		△2,621,262
固定	1,438	益
投資	1,253	却
投資	589,600	益
特別		592,291
固定	177,753	損失
減価	685,350	却
訴訟	133,549	損失
店	102,594	損失
社会	587,294	費用
社会	19,596	損失
社会	10,000	損失
匿名組合		1,716,139
税金等調整前		△3,745,109
当期純損失		△39,945
税金等調整前		△3,705,164
法人税、住民税及び事業税	143,185	
法人税等	△49,824	93,361
当期純損失		△3,798,525
親会社株主に帰属する		△3,798,525

連結株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	9,946,386	9,829,566	5,444,726	△293,116	24,927,562
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△459,411		△459,411
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△3,798,525		△3,798,525
自己株式の取得				△17	△17
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	△4,257,936	△17	△4,257,954
当 期 末 残 高	9,946,386	9,829,566	1,186,790	△293,134	20,669,608

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	その他の包括利益累計額合計	
当 期 首 残 高	227,853	227,853	25,155,416
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△459,411
親会社株主に帰属する 当期純損失(△)			△3,798,525
自己株式の取得			△17
株主資本以外の項目の連結会 計年度中の変動額(純額)	164,958	164,958	164,958
当 期 変 動 額 合 計	164,958	164,958	△4,092,995
当 期 末 残 高	392,811	392,811	21,062,420

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

・主要な連結子会社の数	27社
・主要な連結子会社の名称	株式会社Olympic 株式会社OSCエフワン 株式会社OSCあまいけ 株式会社三浦屋 株式会社オー・エス・シー・フーズ 株式会社OSCベーカリー 株式会社Olympicセラー 株式会社OSCトレーディング 株式会社OSCファストフードサービス 株式会社グレインコーヒーロースター 株式会社グウー 株式会社サイクルオリンピック 株式会社OSCサイクル 株式会社ユアペティア 株式会社ユアペティア・サロン 株式会社動物総合医療センター 株式会社おうちDEPO 株式会社OSCホームファシリティ 株式会社OSCゴルフワールド 株式会社シューズフォレスト 株式会社エムケイカーズ 株式会社フォルム 株式会社OSCクリンネス 株式会社キララ 株式会社スコア 株式会社アバンセ 株式会社Kマート

・当連結会計年度において、株式会社OSCミート及び株式会社OSCフィッシュについては株式会社Olympicを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

② 主要な非連結子会社の名称等

・主要な非連結子会社の名称

株式会社OSCライフプロダクツ

・連結の範囲から除いた理由

小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

・持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社の名称

該当事項はありません。

・持分法を適用していない主要な非連結子会社又は関連会社の名称

株式会社OSCライフプロダクツ

株式会社FREE POWER

株式会社OSCペットプロダクツ

・持分法を適用していない主要な非連結子会社又は関連会社について持分法を適用していない理由

当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結会計年度の末日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. 棚卸資産

・生鮮食品及びデリカテッセン等

最終仕入原価法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

・店舗在庫商品

売価還元法による原価法

(貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)

<ul style="list-style-type: none"> ・センター在庫商品 	<p>先入先出法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下による簿価切下げの方法)</p>
<p>② 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> イ. 有形固定資産 (リース資産を除く) 	<p>定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ロ. 無形固定資産 (リース資産を除く) ・ソフトウェア 	<p>社内における利用可能期間(5年以内)に基づく定額法によっております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ハ. リース資産 ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 	<p>自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ニ. 長期前払費用 	<p>定額法によっております。</p>
<p>③ 重要な引当金の計上基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賞与引当金 	<p>従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p>
<p>④ 退職給付に係る会計処理の方法</p>	<p>一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末要支給額を退職給付債務とする簡便法を適用しております。</p> <p>なお、年金資産が退職給付債務を超過する場合には、退職給付に係る資産として投資その他の資産に計上しております。</p>
<p>⑤ 重要な収益及び費用の計上基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商品の販売に係る収益認識 	<p>当社グループの顧客との契約から生じる収益は、小売業及び小売周辺事業での商品販売によるものであり、これらの商品の販売は、顧客に商品を引渡した時点で収益を認識しております。</p> <p>なお、商品の販売のうち、委託を受け販売を行う受託販売については、当社グループの役割が代理人に該当すると判断し、顧客より受け取る額から、仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。</p>

⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

- ・グループ通算制度の適用 グループ通算制度を適用しております。

(5) 会計方針の変更

該当事項はありません。

(6) 表示方法の変更

該当事項はありません。

(7) 重要な会計上の見積り

(小売店舗に係る固定資産の減損)

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

小売店舗に係る有形固定資産及び無形固定資産・・・19,830,828千円

減損損失・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・938,858千円 (内、587,294千円は店舗閉鎖損失として表示しております。)

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

・算出方法

当社グループは小売店舗に係る固定資産について、各小売店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。減損の兆候がある資産又は資産グループについて割引前将来キャッシュ・フローの総額とその帳簿価額との比較を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上しております。回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い金額によっております。

・重要な会計上の見積りに用いた主要な仮定

減損の認識の判定及び測定の際の使用価値の算定に用いる将来キャッシュ・フローの見積りは小売店舗ごとの事業計画によって算定しており、将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、事業計画の基礎となる小売店舗ごとの売上高、売上総利益率及び人件費であります。

・翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は不確実性を伴っております。そのため、市場環境の変化や事業戦略の成否によっては、翌連結会計年度の連結計算書類において、新たに減損損失が発生する場合があります。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産及び担保付債務

①担保に供している資産

現金及び預金	843,938千円
建物及び構築物	4,659,404千円
土地	10,905,365千円
投資有価証券	625,771千円
長期貸付金	338,616千円
敷金及び保証金	1,309,257千円
投資その他の資産（その他）	58,682千円
計	18,741,037千円

(注) 上記の担保に供している資産の他、連結財務諸表上相殺消去されている
関係会社株式2,705,188千円を担保に供しております。

②担保付債務

買掛金	325,856千円
短期借入金	7,499,818千円
長期借入金（1年内返済予定長期借入金 を含む）	14,665,305千円
計	22,490,979千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 41,699,988千円

3. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	23,354,223株	一株	一株	23,354,223株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

2025年5月29日開催の定時株主総会決議による配当に関する事項

・配当金の総額	459,411千円
・1株当たり配当額	20円
・基準日	2025年2月28日
・効力発生日	2025年5月30日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの該当事項はありません。

4. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については主に金融機関からの借入により行っております。資金使途は運転資金及び設備投資であり、デリバティブ取引は、内部管理規程に従い、金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年2月28日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額277,149千円）は、「投資有価証券」には含まれておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
① 投資有価証券	622,176	622,176	-
② 長期貸付金	1,191,647	1,131,404	△60,242
③ 敷金及び保証金	13,400,551	9,455,779	△3,944,771
④ 社債（※1）	(20,000)	(19,935)	△64
⑤ 長期借入金（※2・3）	(16,753,995)	(16,735,074)	△18,920
⑥ リース債務（※4）	(1,742,445)	(1,711,582)	△30,862
⑦ デリバティブ取引（※2）	-	-	-

(※1) 1年内償還予定の社債を含めております。

(※2) デリバティブ取引額は、長期借入金の金額の中に含まれております。

(※3) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(※4) 1年内返済予定のリース債務を含めております。

(※5) 「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「短期借入金」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※6) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
 時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券 その他有価証券 株式	622,176	—	—	622,176

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
長期貸付金	—	1,131,404	—	1,131,404
敷金及び保証金	—	—	9,455,779	9,455,779
社債	—	19,935	—	19,935
長期借入金	—	16,735,074	—	16,735,074
リース債務	—	1,711,582	—	1,711,582
デリバティブ取引	—	—	—	—

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

① 投資有価証券

上場株式は取引所の価格を用いて評価しており、活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

② 長期貸付金

長期貸付金のうち、建設協力金は「金融商品会計に関する実務指針」に基づき割引現在価値で評価しております。その計上価額は、その時点の国債の利回りに基づいて算出しており、時価は、残存期間に対応した現状の国債の利回りに基づいて算出しております。レベル2の時価に分類しております。

③ 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は、適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により行っており、レベル3の時価に分類しております。

④ 社債

社債の時価については、元利金の合計額を同様の資金調達において想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

⑤ 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。変動金利による長期借入金のうち、金利スワップ及び金利キャップを行っているものは特例処理されており、当該金利スワップ及び金利キャップと一体として処理された元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

⑥ リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

⑦ デリバティブ取引

長期借入金について、金利スワップ及び金利キャップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

5. 企業結合に関する注記

該当事項はありません

6. 賃貸等不動産時価等に関する事項

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社では、東京都その他の地域において、賃貸用の商業施設（土地を含む）等を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価等に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	時価
3,235,078	3,998,935

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
2. 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

7. 収益認識に関する注記

- (1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度(自 2025年3月1日 至 2026年2月28日)

	営業収益
顧客との契約から生じる収益	
食品事業(売上高)	62,179,288千円
非食品事業(売上高)	28,630,194
その他(営業収入)(※1)	5,561,123
合計	96,370,605
その他の収益(営業収入)(※2)	1,786,916
外部顧客への営業収益	98,157,521

※1 「その他(営業収入)」には、主に動物病院業、物流業、情報処理サービス業等に基づく収益が含まれております。

※2 「その他の収益(営業収入)」には、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に基づく収益が含まれております。

- (2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結計算書類「連結注記表 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」」に記載のとおりであります。

- (3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

当社グループにおいては、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 916円93銭
(2) 1株当たり当期純損失(△) △165円37銭

9. 重要な後発事象に関する注記

(当社及び㈱パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスとの株式交換契約の締結)

当社及び㈱パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス(以下「P P I H」といい、当社と併せて「両社」といいます。)は、2026年4月6日、両社の取締役会において、P P I Hを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換による経営統合を行うことを決議し、同日、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

10. その他の注記

該当事項はありません。

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2026年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	7,931,159	流動負債	20,973,530
現金及び預金	2,374,194	短期借入金	11,193,136
前払費用	793,057	1年内返済予定の長期借入金	6,666,178
未収入金	2,451,336	リース債務	514,433
関係会社短期貸付金	1,908,914	資産除去債務	172,853
未収還付法人税等	11,828	未払金	1,739,066
その他の	391,829	未払費用	28,001
固定資産	47,601,554	未払法人税等	102,894
有形固定資産	26,966,739	未払消費税	198,417
建物	10,531,567	前受り金	121,353
構築物	475,475	預り金	154,408
機械及び装置	876,733	賞与引当金	6,432
車両運搬具	12,378	その他の	76,354
工具、器具及び備品	1,024,225	固定負債	13,103,705
リース資産	12,098	長期借入金	10,034,737
土地	14,034,259	リース債務	1,210,493
無形固定資産	1,201,378	資産除去債務	995,930
特許権	62,523	長期預り保証金	157,901
借地権	859,742	長期預り敷金	700,105
ソフトウェア	235,168	その他の	4,537
電話加入権	43,943	負債合計	34,077,236
投資その他の資産	19,433,436	純資産の部	
投資有価証券	779,117	株主資本	21,064,664
関係会社株式	1,152,923	資本金	9,946,386
長期貸付金	1,190,337	資本剰余金	9,829,566
関係会社長期貸付金	9,664,460	資本準備金	9,829,566
長期前払費用	381,454	利益剰余金	1,581,846
敷金及び保証金	12,148,505	利益準備金	543,622
繰延税金資産	39,612	その他利益剰余金	1,038,223
その他の	86,055	繰越利益剰余金	1,038,223
貸倒引当金	△6,009,030	自己株式	△293,134
資産合計	55,532,714	評価・換算差額等	390,813
		その他有価証券評価差額金	390,813
		純資産合計	21,455,477
		負債純資産合計	55,532,714

損益計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
営業収入		
不動産賃貸収入	11,778,815	
管理受託収入	1,713,792	
関係会社受取配当金	340,186	13,832,793
営業費用		
不動産賃貸原価	11,484,484	
一般管理費	1,147,976	12,632,460
営業利益		1,200,333
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	244,870	
補助金の収入	22,430	
その他	9,398	276,698
営業外費用		
支払利息	468,901	
その他	3,224	472,126
経常利益		1,004,905
特別利益		
固定資産売却益	583	
投資有価証券売却益	1,253	1,836
特別損失		
固定資産売却損	573	
店舗閉鎖損	587,294	
社葬関連費用	19,596	
会員権売却損	10,000	
関係会社株式評価損	100,000	
貸倒引当金繰入額	3,902,930	4,620,395
税引前当期純損失(△)		△3,613,652
法人税、住民税及び事業税	96,088	
法人税等調整額	△219,598	△123,510
当期純損失(△)		△3,490,142

株主資本等変動計算書

(2025年3月1日から
2026年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本合計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	繰越利益剰余金	その他の利益剰余金	利益剰余金合計		
当 期 首 残 高	9,946,386	9,829,566	9,829,566	543,622	4,987,776	5,531,399	△293,116	25,014,235	
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					△459,411	△459,411		△459,411	
当期純損失 (△)					△3,490,142	△3,490,142		△3,490,142	
自己株式の取得							△17	△17	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	△3,949,553	△3,949,553	△17	△3,949,570	
当 期 末 残 高	9,946,386	9,829,566	9,829,566	543,622	1,038,223	1,581,846	△293,134	21,064,664	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	227,326	227,326	25,241,562
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△459,411
当期純損失 (△)			△3,490,142
自己株式の取得			△17
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額 (純額)	163,486	163,486	163,486
当期変動額合計	163,486	163,486	△3,786,084
当 期 末 残 高	390,813	390,813	21,455,477

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- ② その他有価証券
 - ・市場価格のない株式等以外のもの 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ・市場価格のない株式等 移動平均法による原価法
- ③ デリバティブ 時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。
- ② 無形固定資産(リース資産を除く)
 - ・ソフトウェア 社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。
 - ・特許権 定額法（8年）によっております。
- ③ リース資産
 - ・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
 - ・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- ④ 長期前払費用 定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は主に子会社からの不動産賃貸収入、管理業務受託収入及び受取配当金となります。不動産賃貸収入については、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）を適用しております。管理業務受託収入については、子会社への契約内容に応じた管理業務を提供することが履行義務であり、業務を提供した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

① 不動産賃貸収入	10,242,812千円
② 管理受託収入	1,627,874千円
③ その他の営業取引高	1,514,355千円
④ 営業取引以外の取引高	217,218千円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	383,672株	40株	－株	383,712株

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因は、減損損失、資産除去債務等であります。

6. 企業結合に関する注記

該当事項はありません。

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 役員及び主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上の 関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈱ヘルスケア・ジャパン	299,000	有料老人ホームの管理、運営	(被所有) 直接 3.9	—	店舗の賃借	店舗の賃借 (注) 1	77,341	前払費用 敷金及び保証金	7,089 292,960
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈱山金	10,000	倉庫業	—	役員 1名	本部及び店舗・駐車場の賃借	本部及び店舗・駐車場の賃借 (注) 1	248,459	前払費用 敷金及び保証金	22,756 548,429
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈱オー・アール・ディ	35,000	不動産業	—	役員 2名	店舗・駐車場の賃借等	店舗・駐車場の賃借 (注) 1 店舗・駐車場の賃借 (注) 1 敷金の回収 預り敷金の返還	373,781 34,125 55,986 34,023	前払費用 敷金及び保証金 長期貸付金 長期前払費用	28,593 1,517,265 722,799 273,342
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	㈱泰利	10,000	不動産業	—	—	社員寮の賃借	社員寮の賃借 (注) 1	23,052	前払費用 敷金及び保証金	1,921 15,000

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)東都上原	3,000	不動産管理業	-	-	社員寮の賃借	社員寮の賃借 (注) 1	17,439	前払費用 敷金及び保証金	1,453 55,880
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)エスプリ	10,000	不動産管理業	(被所有) 間接27.8	役員2名	倉庫及び事務所の賃借	倉庫及び事務所の賃借 (注) 1	12,600	前払費用 敷金及び保証金	1,155 2,400
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)OSCコミュニケーション	10,000	映像等の企画、制作及び販売	-	-	動画等の作成	動画作成に係る委託費用 (注) 3	42,000	-	-
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	(株)ウィングロード	50,000	紳士服の製造・小売	(被所有) 間接4.1	-	店舗・駐車場の賃貸等	店舗の賃貸 (注) 1	21,840	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 賃料及び敷金の差入は、近隣の取引実績に基づいて決定しております。
2. 固定資産の売却については、不動産鑑定士の鑑定価格を参考に決定しております。
3. 価格等の取引条件は、市場の実勢価格等を参考に、その都度交渉のうえで決定しております。

(2) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
					役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	㈱Olympic	100,000	小売業	所有 直接 100.0	役員 8名	店舗・駐 車場・店 舗設備の 賃貸及び 資金取引	不動産賃貸 収入 (注) 1 管理受託収 入(注) 2 受取利息 (注) 3 貸倒引当 金繰入額 資金の貸付 (注) 3	8,626,334 1,079,189 113,809 3,530,030 173,966	未収入 金 関係会社 短期貸付 金 貸倒引当 金 その他 流動資産	772,480 6,031,866 △3,530,030 1,001
子会社	㈱あうちDEPO	100,000	DIY・ガ ーデニン グ用品の 販売	所有 直接 100.0	役員 1名	店舗・駐 車場・店 舗設備の 賃貸及び 金銭の貸 付	受取利息 (注) 3 貸付金の回 収(注) 3	20,411 221,000	関係会社 短期貸付 金 未払費用	721,706 13
子会社	㈱オー・エス ・シー・フーズ	100,000	惣菜等の 製造・卸 売	所有 直接 100.0	役員 2名	総菜工場 設備の賃 貸及び金 銭の貸付	受取利息 (注) 3 貸倒引当金 繰入額 資金の貸付 (注) 3	7,767 120,000 95,435	関係会社 短期貸付 金 貸倒引当 金	704,000 △661,000
子会社	㈱OSCホームフ ァシリテイ	20,000	建築・設 備工事、 住宅設備 機器の販 売・施工	所有 直接 100.0	役員 1名	設備の保 守・営 繕、店舗 設備の賃 貸及び金 銭の貸付	受取利息 (注) 3 貸倒引当金 繰入額 資金の貸付 (注) 3	11,127 18,000 413,909	関係会社 短期貸付 金 貸倒引当 金	604,409 △18,000
子会社	㈱三浦屋	100,000	食品の販 売	所有 間接 100.0	役員 3名	債務保証	債務保証 の受入 (注) 4	2,310,000	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 賃料の決定は、近隣の取引実績に基づいて決定しております。
2. 管理受託収入については、両社協議のうえ決定しております。
3. 金銭貸借の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
4. 債務保証は銀行借入に対し行ったものであります。

8. 収益認識に関する注記

- 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報
顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「計算書類「個別注記表 1. 重要な会計方針に係る事項 (4) 収益及び費用の計上基準」」に記載のとおりであります。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 934円04銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | △151円94銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(当社及び㈱パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスとの株式交換契約の締結)
当社及び㈱パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（以下「P P I H」といい、当社と併せて「両社」といいます。）は、2026年4月6日、両社の取締役会において、P P I Hを株式交換完全親会社とし、当社を株式交換完全子会社とする株式交換による経営統合を行うことを決議し、同日、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

11. 連結配当規制適用会社に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月24日

株式会社 Olympicグループ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福田 慶 久
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 澤 部 直 彦
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社Olympicグループの2025年3月1日から2026年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社Olympicグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2026年4月6日の取締役会において、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングスを株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換による経営統合を行うことを決議し、同日、株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年4月24日

株式会社 Olympicグループ
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福 田 慶 久

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 澤 部 直 彦

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社Olympicグループの2025年3月1日から2026年2月28日までの第54期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2026年4月6日の取締役会において、株式会社バン・パシフィック・インターナショナルホールディングスを株式交換完全親会社とし、会社を株式交換完全子会社とする株式交換による経営統合を行うことを決議し、同日、株式交換契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年3月1日から2026年2月28日までの第54期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 重要な後発事象

重要な後発事象に関する注記に記載されている通り、株式会社Olympicグループは、2026年4月6日の取締役会において、株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス（PPIH）を株式交換完全親会社とし、株式会社Olympicグループを株式交換完全子会社とする株式交換による経営統合を行うことを決議し、同日、株式交換契約を締結した。

2026年4月24日

株式会社 Olympicグループ 監査役会

常勤監査役	茂	木	親	㊟	
常勤監査役	詫	間	裕	明	㊟
社外監査役	繁	梶	江	里	㊟
社外監査役	田	畑	晶	司	㊟

以上